

不利益処分基準（公表用）

様式第4号

所管部（局）・課 健康福祉本部母子保健福祉課

法令名	母体保護法施行令	法令の番号	昭和24年政令第16号		
不利益処分の種類	受胎調節実地指導員認定講習の認定の取消	根拠条項	第6条		
処 分 基 準	<p>都道府県知事は、法第15条第2項に規定する認定を受けた講習が、同項の規定に基づく厚生労働大臣の定める基準に適合しなくなつたと認めるときは、その認定を取り消すことができる。</p>				
	対応区分	1 聴聞の実施 2 弁明の機会の付与	処理機関 母子保健福祉課	交付機関 母子保健福祉課	目次 NO